

手当ハ熟議ヲ重ニ致表セシモノニシテ到底不可成ルル事ニ至ル
代表一同ハ其意ヲ諒スルニ致表通シテ手当額ヲ承認スルニ至ル
去セリ

斯クテ職工等ハ同日午後二時三十分ヨリ工場事務所ニ至リ
御座手当其他ヲ受領シ同日時無事退散セリ
去及 甲(通)一報候也

別記一

決議文

今因協會社側ニ於テ退職手當ノ規則トシテ発表セラレタルヲ見ルハ多年吾等ノ唱導手當ノ事
求テ解決ノ為メニテラズ而モ其相違ル事迄ニ遠シテ其内容ヨリテ退職手當ナルク
解テ手當ナルカ區別スルニ甚ク苦クモテアル事不可解不明瞭ナルカモ其務的ニシテ不備ナルカ
定條項ヲ新テトシテ吾等ハ甘受スルニ忍ビテ茲ニ別紙一頁連署者基ニ今回発表ノ制定條項
ノ全文ヲ棄却ス然レ共吾等ハ作業ヲ行フ

右決議ス

大正十五年四月二十一日

東京銜機製造所従業員一同

(職工二十六名連署ス)

伊東久米藏殿

別記二

退職手當金給與規則

一 当所職工ニシテ滿五年以上勤続スルモノ各手上一ニ與テスルトキハ在職ニ依リ退職手當ヲ給與ス
一 在職中疾病ニテ病死シタルトキ 一 滿五年以上ニ達シ退職ヲ許シタルトキ
一 勤務上退失ナク協會社側ヨリ解雇シタルトキ
一 会社ノ都合ニ依リ解雇シタルトキハ在職ノ外手當トシテ日給ニ通關分ヲ支給ス
一 当所工場規則第廿四條ニ據リテ解雇シタル者ハ退職手當ヲ支給セズ
一 当所職工六職后滿五年以上ニシテ彼兵ノ為メ退職セタル者ニ對シテハ手當ヲ告手當ナキ退職手當
ナキ退職手當ノ支給ニテ支給ス